

議案第198号

上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部改正について

上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例（平成16年上越市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表使用料（1時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（1時間につき）
110円
110円
340円
110円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。